

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金に係る新宿区基準

平成 25 年 11 月 22 日

25 新高福企第 953 号

1 新宿区民が入居しやすい住まい（区民枠の設定）

管理開始時に区民優先とする枠の割合については、原則として3割以上とし、戸数については、住宅の規模に応じて区と協議を行い設定する。

2 人と人が交流し支え合える住まい（入居者間・地域・多世代）

① 入居者間の交流と支え合い

管理・運営にあたっては、入居者間の交流や見守りなどの支え合いが行えるようなくみづくりを行うこと。高齢者世帯向け住宅と一般世帯向け住宅を併設する場合は、多世代間の交流や支え合いが行えるようなくみづくりを行うこと。

② 地域との交流と支え合い

管理・運営にあたっては、地域の近隣住民との交流や支え合いが行えるよう、地域の町会・自治会への加入や、地域行事への積極的な参加を行えるようなくみづくりに努めること。

また、住宅内に交流スペース等の共用スペースが設置されている場合は、入居者の理解を得た上で、地域行事等への提供などが行えるよう努めると共に、交流スペースの提供について、地域の町会・自治会に周知する機会を設けること。

③ 外出のしやすさ・来客の受け入れやすさ

入居者の閉じこもりを防ぎ、家族・友人等との交流が行いやすいよう、防犯やプライバシーへの配慮を行いながら、入居者の外出や来客の受け入れがしやすい環境づくり・雰囲気づくりに努めること。

3 必要な支援やサービスが利用できる住まい（支援・情報・連携）

① 入居者への適切な支援

入居者の状況把握や生活相談サービスの提供のため住宅に常駐する者は、区のシルバーピア（高齢者集合住宅）における生活援助員の業務内容を参考として、提供するサービスの具体的内容を定め、その質を確保すること。

事業者は、住宅に常駐する者が、入居者の意向及びプライバシーに配慮しながら、適切かつ確実な方法により状況把握を行うとともに、緊急時に迅速な対応を行うための体制を確保し、維持すること。また、入居者の日常生活に関わることについて、誠意を持って相談に応じ、必要に応じて関係機関と連絡を取ること。地域のサービスや社会資源について情報収集を行い、入居者のニーズや状況に合わせて、有効に情報提供を行い活用できるよう努めること。複数の者により状況把握・生活相談サービスを行う場合は、担当者間の引き継ぎや情報共有に努めること。

② 医療・介護サービス事業所の選定及び連携

医療・介護事業所との連携協定にあたっては、新宿区の地域医療に協力的である医療サービス事業所及び地域の介護・福祉に協力的である介護サービス事業者を選定し、その連携体制が有効に活かせるよう、定期的に入居者の情報共有や具体的な支援について調整する場を設けるよう努めること。

③ 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）との連携

入居者の状況把握・生活相談サービスの提供のため住宅に常駐する者は、入居者の生活相談や状況把握により、必要に応じて、当該地域を管轄する高齢者総合相談センター及び新宿区と連携を行えるよう、予め連携を行う担当者を区に登録すること。また、区の高齢者福祉施策等への協力を行うこと。

4 地域との和を大切にす住まい（近隣への配慮）

① 駐輪場・駐車場の適正な設置

駐輪場・駐車場の設置については、入居者のニーズと、来客や医療・介護サービ

ス事業所等が訪問する際のニーズを勘案し、適正な規模の確保に努めること。

② 清掃や緑化など地域環境への配慮

住宅周辺の清掃、屋上緑化や植栽等の整備など、地域環境への配慮に努めること。

③ 防災上の配慮

住宅における防火・防災対策を講じ、入居者を対象とした避難訓練の実施のほか、地域での防災訓練に積極的に参加するなど、入居者の安全確保に努めること。

また、入居者が高齢者であることへの配慮及び地域における互助・共助の視点を持ち、災害時等の緊急時を想定した、備蓄物資や人員配置などの体制整備を行うこと。

附 則 この要綱は、平成27年5月22日から施行する。